# 生活福祉委員会記録

#### ○開催日時

令和6年7月2日 午前10時~午後2時4分

○開催場所

第3委員会室

○出席委員(9人)

委員長 阿久根 憲 造

副委員長 犬 井 美 香

委 員 瀬尾和敬

委 員 井上勝博

委 員 川 添 公 貴

委 員 中 島 由美子

委 員 下 園 政 喜

委 員 帯田裕達

委 員 落口久光

## ○説明のための出席者

市民安全部長 上 戸 理 志 次長(危機管理担当) 遠 矢 一 星 市民課長 川崎朋子

防災安全課長 森山勝男

原子力安全室長 宮田高敬 環境課長 八 丸 尚

原 暢幸 地球温暖化対策担当課長

税 務 課 長 川畑 央 修

収 納 課 長 国 分

次長 (保健医療担当)

保健福祉部長 小柳津 賢 一

祁答院 欣 尚

社会福祉課長 紙 屋 一 朗

障害福祉課長 加治屋 光 久 高齢・介護福祉課長 山 元 茂

課 長 代 理 榎 並 淳 司 保 護 課 長 新川皇祐 子育て支援課長 前門宏之 市民健康課長 久 保 淳 一

保険年金課長代理 森山一美

消 防 局 長 石 原 浩 之

消防総務課長 前 田 隆 盛

上 園 警 防 課 長 秀

予 防 課 長 藤井二信 通信指令課長 元 島 猛

水 道 局 長 今 井 功 司

経営管理課長 村 松 満 広

上水道課長 西ノ園 裕 治 福留裕二 下水道室長

# ○事務局職員

事 務 局 長 田代健一 議事調査課長 久米道秋

議事調査担当主幹 原 浩 一 議事グループ長 森谷瑞生

#### ○審査事件等

付 託 事 件 名		所	管	課	
議案第65号 令和6年度薩摩川内市一般会計補正予算	消	防	総	務	課
(所管事務調査)	警		防		課
	予		防		課
	通	信	指	令	課
議案第61号 薩摩川内市水道事業の設置等に関する条例及び薩摩川内市消防本部及び	経	営	管	理	課
消防署の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について	上	小	(	道	課
議案第65号 令和6年度薩摩川內市一般会計補正予算	下	水	(	道	室
議案第67号 令和6年度薩摩川內市簡易水道事業会計補正予算	(	消	防	局	)
(所管事務調査)					
(所管事務調査)	市		民		課
議案第57号 防災行政無線システム更新事業(第1期)工事請負契約の締結について	防	災	安	全	課
(所管事務調査)					
(所管事務調査)	原	子,	力多	テ 全	室
(所管事務調査)	環		境		課
議案第58号 薩摩川内市税条例の一部を改正する条例の制定について	税		務		課
	収		納		課
議案第65号 令和6年度薩摩川内市一般会計補正予算	市	民	健	康	課
議案第66号 令和6年度薩摩川内市国民健康保険直営診療施設勘定特別会計補正予算					
(所管事務調査)					
(所管事務調査)	社	会	福	祉	課
(所管事務調査)	障	害	福	祉	課
議案第59号 薩摩川内市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する	高	齢・	介護	福祉	上課
基準を定める条例等の一部を改正する条例の制定について					
議案第65号 令和6年度薩摩川內市一般会計補正予算					
(所管事務調査)					
議案第65号 令和6年度薩摩川内市一般会計補正予算	保		護		課
(所管事務調査)					
議案第60号 薩摩川内市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の	子	育	てぅ	支 援	課
一部を改正する条例の制定について					
議案第65号 令和6年度薩摩川内市一般会計補正予算					
(所管事務調査)					
陳情第 8 号 現行の健康保険証の存続を求める陳情	保	険	年	金	課
陳情第10号 現行の健康保険証の存続を求める意見書の提出を求める陳情	(	税	務	課	)
(所管事務調査)	1	IJΖ	納	課	)

## ○会議の概要

- 1 付託事件及び審査結果
  - (1) 議案第57号 防災行政無線システム更新事業 (第1期) 工事請負契約の締結について 本案は、原案のとおり可決すべきものと決定した。
  - (2) 議案第58号 薩摩川内市税条例の一部を改正する条例の制定について 本案は、原案のとおり可決すべきものと決定した。
  - (3) 議案第59号 薩摩川内市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める 条例等の一部を改正する条例の制定について

本案は、原案のとおり可決すべきものと決定した。

(4) 議案第60号 薩摩川内市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

本案は、原案のとおり可決すべきものと決定した。

(5) 議案第61号 薩摩川内市水道事業の設置等に関する条例及び薩摩川内市消防本部及び消防署の設置等 に関する条例の一部を改正する条例の制定について

本案は、原案のとおり可決すべきものと決定した。

(6) 議案第66号 令和6年度薩摩川内市国民健康保険直営診療施設勘定特別会計補正予算

本案は、原案のとおり可決すべきものと決定した。

- (7) 議案第67号 令和6年度薩摩川内市簡易水道事業会計補正予算 本案は、原案のとおり可決すべきものと決定した。
- (8) 議案第65号 令和6年度薩摩川内市一般会計補正予算のうち本委員会付託分本案は、原案のとおり可決すべきものと決定した。
- (9) 陳情第 8 号 現行の健康保険証の存続を求める陳情 陳情第10号 現行の健康保険証の存続を求める意見書の提出を求める陳情 これら2件の陳情については、一括して慎重に審査を行った。

委員から、マイナ保険証の保有割合に関して質疑があり、当局から「国民健康保険では69%の方が、後期高齢者医療制度では60%の方がマイナ保険証として登録されている」旨の答弁があった。また、委員から、マイナ保険証を保有していない被保険者に対する資格確認書の交付に関して質疑があり、当局から「マイナ保険証を保有していない方には、市が資格確認書を交付することになっており、これまでどおり医療を受けることができる」旨の答弁があった。

その後、これら2件の陳情の取扱いについて協議し、採決を求める声があったことから、討論に入った。 討論においては、「資格確認書は、これまでの健康保険証と全く変わらないことから、健康保険証を廃 止するのではなく、これまでどおり使用すればよいのであって、廃止する必要がない」という賛成討論が 述べられ、採決の結果、起立少数により不採択とすべきものと決定した。

#### 2 所管事務の調査結果

各課所の事務について所管事務調査を行った。なお、調査の過程において、述べられた意見・要望の概要は、次のとおりである。

- (1) E V車の火災については、世界各地で事例が報告されており、本市においてもE V車の普及が広がりつつあることから、効果的に消火できる資機材の導入等について検討されたい。
- (2) 能登半島地震などの大規模地震は、どこで起こるか予知が難しいことから、被災地に派遣された職員の経験談を共有するほか、有事に備えて実際に避難所を開設し、段ボールベッドを組み立てるといった、シミュレーション訓練の実施を検討されたい。
- (3) 介護職員の人材確保については、特に訪問介護サービスにおける人材不足等がこの先の課題として想定されることから、今後のサービスの在り方について検討されたい。

# 【巻末資料】

陳情文書表

受	理	番 号	陳情第 8 号	受理年月日	令和 6 年 4 月26日
件		名	現行の健康保険証の存続を求める	る陳情	
陳	情	者	薩摩川内市勝目町5870番地 遠嶋 春日児		

要

政府は、2023年12月22日、現行の健康保険証を2024年12月2日で廃止することを閣議決定し、2024年12月2日以降は新規発行を停止し、「マイナ保険証」に一本化するとのことである。マイナンバーカードの取得は任意とされてきたにもかかわらず、政府は健康保険証と一体化させることによって、マイナンバーカードの利用を国民に強制しようとしている。

岩手県議会は、「健康保険証を廃止すれば、膨大な数の健康保険証を持てない人が生まれ、保険料を払っていても保険診療を受けられない人が続出することになり、国民皆保険制度の根幹を破壊する重大問題に発展しかねない」として、政府の冷静な判断を求める請願を2023年7月7日に議決し、意見書を国会へ送付している。

政府は昨年11月末までの総点検により、国民の不安払拭への「措置を取った」としているが、全国保険医団体連合会による10月以降のマイナ保険証トラブル調査の中間集計(回答数6000件)によれば、資格情報の無効や名前・住所の間違い、負担割合の齟齬など医療現場約6割でトラブルが続いているとのことである。マイナ保険証への国民の不安は払拭されず、医療現場のマイナ保険証利用率は5%を切る状況が続いている。国民の不安払拭のためには、国民が信頼を寄せ、長年安定的に運用されてきた健康保険証を存続させることが必要である。

よって、下記の事項について、国会及び関係行政庁に対し意見書を提出されるよう陳情する。

記

現行の健康保険証を廃止せず、存続すること。

件 名 現行の健康保険証の存続を求める意見書の提出を求める陳情   薩摩川内市神田町1番10号 産児島県退職女性教職員連絡協議会 川薩支部会長 麻生 将子	受	理	番号	陳情第10号	受理年月日	令和 6 年 5 月31日	
陳 情 者 鹿児島県退職女性教職員連絡協議会 川薩支部	件		名	現行の健康保険証の存続を求める	る意見書の提出を	求める陳情	
AX WIE N	陳						

マイナンバーカードに健康保険証を組み込んだ「マイナ保険証」の普及のため、2024年12月2日に現行の健康保険証を廃止することが決まった。マイナンバーカードをめぐっては、発行当初より様々な問題が発生している。

とりわけマイナ保険証に関しては、高齢者や障害者で申請が困難な人や、窓口で無効と判断されて医療費の10割が請求された事例、他人の情報がカードに紐付けされた事例などがあった。また、介護施設での取扱いの問題もあり、被保険者や医療現場からも不安と懸念の声が上がっている。国民の不安と不信が払拭されない中でマイナ保険証の利用率も向上していない。

このまま健康保険証が廃止されれば、国民皆保険制度の根幹を揺るがすことになりかねない。今必要なことは、現行の健康保険証とマイナ保険証の選択性を打ち出した原点に立ち返り、何ら不都合なく使えている健康保険証を存続させるための政府の冷静な判断である。

以上の趣旨から、下記の事項について地方自治法第99条の規定による意見書を国会及び関係行政庁に対して提出されるよう陳情する。

記

- 1 マイナンバーカードと一体化されたマイナ保険証の取得は、申請による任意の判断のみに基づくとの 原則を明確にすること。
- 2 マイナ保険証に対する国民の不安が払拭されるまでは、現行の健康保険証を存続させること。

薩摩川内市議会委員会条例第30条第1項の規定により、ここに署名する。

薩摩川内市議会生活福祉委員会 委員長 阿久根 憲 造